



平成29年5月12日

各位

会社名 都築電気株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江森 勲  
(コード番号 8157 東証第2部)  
問合せ先 執行役員  
                  コーポライズ管理部長 鈴木 康史  
(TEL. 03-6833-7702)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月28日開催の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、第2条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 代表取締役が複数名の場合に機動性を持たせるため、現行定款第15条（招集権者および議長）、第25条（取締役会の招集権者および議長）の一部を変更するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月28日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成29年6月28日（水曜日）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする</p> <p>&lt;(1) ～ (8) 省略&gt;</p> <p>(9) <u>一般・特定労働者派遣事業</u></p> <p>&lt;(10) ～ (12) 省略&gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>&lt;(1) ～ (8) 省略&gt;</p> <p>(9) 労働者派遣事業</p> <p>&lt;(10) ～ (12) 省略&gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役会長または代表取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議によって定めた者が招集する。</u><u>招集権者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役会長または代表取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議によって定めた者が議長となる。</u><u>議長となるべき者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>代表取締役会長または代表取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議によって定めた者が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項に定める者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>